○厚生労働省告示第四百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十三日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

別表第1に次のように加える。

1116　心臓血栓回収クリップ

別表第2に次のように加える。

1969　中心静脈カテーテル留置用ナビゲーション装置

○厚生労働省告示第四百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十三日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

別表に次のように加える。

1205　中心静脈カテーテル留置用ナビゲーション装置

○厚生労働省告示第四百四十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十三日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

本文中「1101から1103まで及び1107」を「1101から1103まで、1107及び1116」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十一号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条第二号及び薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）第九条の規定による改正前の医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十三日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

本文に次のように加える。

821　中心静脈カテーテル留置用ナビゲーション装置

○農林水産省告示第二千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町下部字そふかり一八九から一九一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字下梶原四二九八の一（次の図に示す部分に限る。）、四二八二の一一、四二八四の二、四二八五、四二九〇の一、四三二四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下梶原四二八二の一一・四二八四の二・四二八五・四二九〇の一・四二九八の一・四三二四の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字海路字平谷迫一五六六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平谷迫一五六六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字大俣小字東谷口九五一、小字惣谷東谷九五一の乙、一〇三六二、一〇三六三、一〇三六六、一〇三六七、一〇三六七の一、小字惣谷一〇三六一、一〇三六四、一〇三六五、一〇三六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備